

令和8年 2月16日

川崎市議会議長 原 典之 様

多摩区在住者

ほか 17名

集合住宅建設に伴うごみ集積所の設置及び責任体制の明確化に関する陳情

陳情の要旨

マンション建設に伴うごみ集積所の設置について、町会や市民といった専門知識を持たない住民に調整や責任が過度に委ねられている現状を見直し、行政と建築事業者が主体となって決定・調整を行う制度運用へ改善することを求めます。特に、町会長個人の署名をもって「住民の総意」とみならず運用を改め、今後同様の地域トラブルが生じないように、市として明確な判断基準と責任体制を整備していただきたく、陳情いたします。

陳情の理由

町会長や市民は、建築基準や廃棄物処理制度の専門家ではありません。しかし現状では、マンション建設に伴うごみ集積所の設置に関し、事業者・行政・町会・近隣住民の役割分担が不明確なまま話が進められ、結果として町会長個人の判断や署名が重く扱われる運用が見受けられます。このような仕組みでは、後に問題が生じた際、町会長個人が責任を負わされかねず、今後、町会活動そのものが成り立たなくなることが強く懸念されます。

令和8年1月、多摩区内のマンション建設事案において、ごみ集積所の設置場所を巡り、事業者・行政・町会・近隣住民の間で認識の相違が生じました。当該事案では、既存の地域ごみ集積所を利用する計画が、近隣住民への十分な説明や合意形成がないまま進められていたことが後に判明し、行政立会いの下

で協議が行われる事態となりました。このことから、制度の理解や調整を町会や市民に委ねる現在の運用には限界があると感じています。一定戸数（10戸以上等）のマンションにはごみ集積所設置の義務があるとされている中で、敷地条件等により敷地内設置が困難な場合であっても、その判断や調整は行政と建築事業者が主体となって行うべきです。町会は任意団体であり、行政手続や事業者対応を担う組織ではありません。今回の事案を参考として、今後同様の問題が繰り返されないよう、市としての制度運用の改善を強く要望いたします。